

○総務省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十九日

総務大臣 寺田 稔

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後		改正前
第二条 〔略〕 〔2〕16 略	(法別表第二の総務省令で定める事務) 第二条 〔同上〕 〔2〕16 同上 〔新設〕	17㉒ 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	17㉒ 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
18㉒ 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕10 略	18㉒ 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕10 同上	19㉒ 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕4 略	19㉒ 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕4 同上
20㉒ 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕15 略	20㉒ 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕15 同上	21㉒ 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕6 略	21㉒ 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕6 同上
22㉒ 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕5 略	22㉒ 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕5 同上	23㉒ 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕2 略	23㉒ 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕2 同上
24㉒ 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕2 略	24㉒ 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕2 同上	25㉒ 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕3 略	25㉒ 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕3 同上
26㉒ 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕9 略	26㉒ 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕9 同上	27㉒ 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕8 略	27㉒ 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕8 同上
28㉒ 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕7 略	27㉒ 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕7 同上	29㉒ 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕5 略	29㉒ 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔1〕5 同上
30㉒ 法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	30㉒ 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。		

32	法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 略〕	31	法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 同上〕
33	法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	32	法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
34	法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 略〕	33	法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 同上〕
35	法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 〔略〕 三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十二項第八号、第四條第三十四項第三号及び第五條第三十一項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五條の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 四 〔略〕	34	法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 〔同上〕 三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号、第四條第三十三項第三号及び第五條第三十項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五條の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 四 〔同上〕
36	法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 略〕	35	法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 同上〕
37	法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	36	法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
38	法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	37	法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
39	法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 略〕	38	法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 同上〕
40	法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 略〕	39	法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 同上〕
41	法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕	40	法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 同上〕
42	法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕	41	法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 同上〕
43	法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 略〕	42	法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 同上〕
44	法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四條第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四條第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。	43	法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四條第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四條第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
45	法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	44	法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

44 法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

47 法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48 法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 法別表第二の五の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

54 法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

55 法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 六 〔略〕

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第六十二項第七号、第四条第五十五項第七号及び第五条第六十二項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 十 〔略〕

59 法別表第二の九の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七号）第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

45 法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕

47 法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48 法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

54 法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

55 法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 六 〔同上〕

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第六十項第七号、第四条第五十三項第七号及び第五条第六十項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 十 〔同上〕

57 法別表第二の九の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七号）第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

60 〔略〕

57 〔同上〕

61	〔略〕	
	(法別表第三の総務省令で定める事務)	
3	第三条 〔略〕	
	〔2〕 19 略	
20	法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	一 水道法第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
21	法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一・二 略〕	
22	法別表第三の二二の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	
61	〔略〕	
59	〔略〕	
	(法別表第四の総務省令で定める事務)	
4	第四条 〔略〕	
	〔2〕 15 略	
16	法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	一 水道法第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
17	法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 十 略	
18	法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 四 略	
19	法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 十五 略	
20	法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 六 略	
21	法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 五 略	
22	法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一・二 略〕	
23	法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	

58	〔同上〕	
	(法別表第三の総務省令で定める事務)	
3	第三条 〔同上〕	
	〔2〕 19 同上	
	〔新設〕	
20	法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一・二 同上〕	
21	同上	
	〔新設〕	
59	〔同上〕	
61	〔同上〕	
	(法別表第四の総務省令で定める事務)	
4	第四条 〔同上〕	
	〔2〕 15 同上	
	〔新設〕	
16	法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 十 同上	
17	法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 四 同上	
18	法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 十五 同上	
19	法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 六 同上	
20	法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一〕 五 同上	
21	法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	〔一・二 同上〕	
22	法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	

24	法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 〔一・三 略〕
25	法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・九 略〕
26	法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 略〕
27	法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 略〕
29	法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 略〕
30	法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 略〕
31	法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 略〕
32	法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 略〕
33	法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・三 略〕
34	法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・四 略〕
35	法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 略〕
36	法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 略〕
37	法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 略〕
38	法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕
39	法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十三 略〕
40	法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 略〕
41	法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 略〕
42	法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

23	法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕 〔一・三 同上〕
24	法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・九 同上〕
25	法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕
26	法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 同上〕
28	法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 同上〕
29	法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕
30	法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 同上〕
31	法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 同上〕
32	法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・三 同上〕
33	法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・四 同上〕
34	法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 同上〕
35	法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 同上〕
36	法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 同上〕
37	法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
38	法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十三 同上〕
39	法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕
40	法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕
41	法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕

<p>43 〔一〇四 略〕</p> <p>法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</p>	<p>〔一〇四 同上〕</p> <p>42 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</p>
<p>44 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>43 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>45 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>44 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>46 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>	<p>45 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>
<p>47 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>	<p>46 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>
<p>48 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>	<p>47 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>
<p>49 法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>	<p>48 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</p>
<p>50 〔略〕</p>	<p>49 〔同上〕</p>
<p>51 〔略〕</p>	<p>50 〔同上〕</p>
<p>52 〔略〕</p>	<p>51 〔同上〕</p>
<p>53 法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>52 〔同上〕</p>
<p>54 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>53 〔同上〕</p>
<p>58 法別表第四の八の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。</p>	<p>57 〔同上〕</p>
<p>59 〔略〕</p>	<p>58 〔同上〕</p>
<p>60 〔略〕</p> <p>（法別表第五の総務省令で定める事務）</p>	<p>59 〔同上〕</p> <p>（法別表第五の総務省令で定める事務）</p>

<p>第五条 「略」 「2」18 略</p> <p>19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p>	<p>第五条 「同上」 「2」18 同上</p> <p>「新設」</p>
<p>20 法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二」略</p>	<p>19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二」同上</p>
<p>21 「略」</p> <p>60 法別表第五第二十七号の二の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。</p>	<p>20 「新設」</p> <p>59 「同上」</p>
<p>61 「略」</p>	<p>59 「同上」</p> <p>67 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。